

住宅のバリアフリー改修・省エネ改修工事で、 翌年度の固定資産税を1/3減額します

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

●対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時まで、次のいずれかのかたが居住している住宅

- ・65歳以上のかた
- ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ・障害のあるかた

●対象となる改修工事

補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの。

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化

●減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積100㎡相当分までを限度とします。

●申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 各種手帳の写し
- 工事明細書
- 工事費の領収書
- 工事写真 など

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線134

省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

●対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

●対象となる改修工事

工事費が30万円以上で、現行の省エネ基準に新たに適合するもの。

- 1 窓の断熱改修工事
- 2 1の工事と併せて行う次の工事
 - ・床の断熱改修工事
 - ・天井の断熱改修工事
 - ・壁の断熱改修工事

●減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積120㎡相当分までを限度とします。

●申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）

住宅耐震改修に係る固定資産税の減額もあります

平成21年度 介護保険料（65歳以上のかた）

介護保険料は、前年の所得などに応じて個人ごとに決まります。介護保険制度は支え合いの制度であり、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付をお願いします。

■普通徴収（納付書）

次に該当するかたは、銀行などの窓口払いまたは口座振替で保険料を納付します。

- ・年金の年額が18万円未満のかた
- ・年の途中で65歳になられたかた
- ・転入されたかた など

普通徴収の納期限は次のとおりです。期限までの納付をお願いします。

- | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|
| 第1期 | 7月31日(金) | 第2期 | 9月30日(水) | 第3期 | 11月30日(月) |
| 第4期 | 2月1日(月) | 第5期 | 3月31日(水) | | |

■特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上のかたは、年金から徴収いたします。

徴収月 4月、6月、8月、10月、12月、2月